

## 第三者評価結果入力シート（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ふくてっく

### ②評価調査者研修修了番号

SK18234

SK18235

1201C029（大阪府）

0501B093（大阪府）

### ③施設名等

名称：	和泉乳児院
施設長氏名：	栗延雅彦
定員：	40名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	泉大津市助松町3丁目8番7号
T E L：	0725-33-2227（代）
U R L：	www.nyuyouji.or.jp
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1952/8/26
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 和泉乳児院
職員数 常勤職員：	56名
職員数 非常勤職員：	4名
有資格職員の名称（ア）	看護師
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	42名
有資格職員の名称（ウ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	医師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	乳児ユニット（13名×2）、 小規模ケアユニット（4名×2、6名×1）
施設設備の概要（イ）設備等：	バス、トイレ、キッチン、洗濯室
施設設備の概要（ウ）：	乳児厨房
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

1. 子ども中心の養育方針のもと、子どもの最善の利益の追求とその権利を擁護する援助を行います。
2. すべての子どもは社会全体で育むという社会的養護の理念のもと、子どもの自立と家族の再統合を支援します。
3. 法人創立時の思いのもと、地域社会への奉仕と社会貢献に努めます。

### ⑤施設の特徴的な取組

1. 子どもたちが安全で安心できる生活環境を提供する。
2. 子どもの健やかな身体と豊かな心を育む食育を推進する。
3. 子どもと職員の愛着関係・信頼関係に基づいた支援を行う。
4. 乳児院・幼児院（両施設）の親密な連携のもと、連続性、継続性、一貫性のある養育を行う。
5. 親と子どもの絆をつなぐ家族との交流や再統合を支援する。
6. 地域社会に根ざした施設運営を図り、社会に貢献する。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/3/3	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/12/21	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 29年度	

## ⑦総評

### 【評価の高い点】

- ・地域との交流、地域貢献、地域の福祉ニーズへの具体的な対応と施設のもつ機能を活かした取組みがあります。
- ・施設長の社会福祉事業全体の動向に関しての情報収集とこれに基づく中・長期計画の策定は高く評価できます。
- ・第三者評価結果に基づき、課題を整理しプロジェクトチームを組織し、改善に取り組んでいます。
- ・各種マニュアルが整えられています。
- ・一貫した養育担当制によって職員との愛着関係を深めています。
- ・異年齢児によるユニットを構成して、子どもに多様な他者との関わる機会を提供し、主体的な成長を促しています。
- ・ユニット調理に取り組んで、幼児期からの食育に取り組んでいます。
- ・併設する児童養護施設（和泉幼児院）と連携して、継続的な養育支援を実現しています。

### 【改善が求められる点】

- ・現状評価と改善課題の把握はあるのですが、見直しの取組が不十分です。
- ・経営の改善や業務の実効性を高めるために、職員間に共通の意識を構築し、施設長以下一丸となって取り組む体制づくりが求められます。
- ・人事管理制度に透明かつ適正な考課制度を機能させて、職員の貢献度を皆が納得のいくように評価することを期待します。
- ・働きやすい職場づくりは、施設長以下職員みんなが互いの職責を理解して、共に創り上げて行く意識が欠かせません。
- ・多様なマニュアルが整然と整えられていますが、これらの見直しは必要に応じてではなく、定期的実施することが必要です。
- ・朝食と昼食の間隔が短くなっていて、職員はおやつや子どもの運動量の加減で調整しています。
- ・栄養管理上も、子どもの満足度も支障はありませんが、生活のリズムを持たせるために改善が求められます。
- ・居室の換気量が不足気味で、また場所によりむらがありますので、快適性や保健衛生上の課題があります。
- ・保護者等に対する心理的支援やソーシャルワーク、親子関係の再構築の取組の充実が求められます。
- ・里親支援について、組織としての取組の強化と人員確保が求められます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当院では第3回目の受審となりました。

評価機関がこれまでの大阪府社協から“ふくてっく”に代わり、乳児院の種別は初めてとお聞きしていたので、どのように変化するのか少し不安もありました。しかし本番では、職員達への聞き取りも丁寧で、ヒアリングした多くの職員達も気持ちよく話が出来、またその内容を汲んでくれたと言っています。また乳児院の事前勉強もよくされており、全般的に気持ちよく丁寧に受けることが出来ました。

尚、今般の評価結果で更に改善すべき項目が明確となりましたので、これから職員皆で共有化し、当院の質の向上を引続き図っていきたいと思います。

本当にありがとうございました。

和泉乳児院 施設長 栗延雅彦

## ⑨第三者評価結果（別紙）

## 評価結果表【タイプA】 (乳児院)

### 共通評価基準 (45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。□	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>乳児院として長い歴史を誇り、社会的役割を担ってきた和泉乳児院（以下「院」という）がこれまで掲げてきた理念・基本方針は、職員にしっかり浸透しており、日々の養育の根幹として根付いていることは、子ども達への接し方を通して確認出来ました。一方、保護者等への周知に関しては、そのタイミングが限定される中、入所時にパンフレットや広報誌などを用いて、しっかり説明されています。保護者等がどこまで理解されているかを確認する事は難しい所ですが、その後、かかわりがある保護者等とは面会来所時での会話を通じて基本方針を感じてもらえるよう務めており、その取組は認められます。</p>	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>社会福祉事業の動向については施設長が積極的に外部との連携を図っており、そこから得られる情報は有用なものであり、職員にしっかり伝わっています。国が示す指針の意図がどのようなものを分析し、院としてどう向かい合うべきかを示す取組は評価できます。近年の入所については措置入所より一時保護委託による入所の割合が増加しているなど現場職員の子ども達に対する接し方や、日々の養育にも少なからず影響があるようです。今後も国の動向と社会情勢に敏感に反応し、組織として把握・分析することが大切であり、引続きの取組が重要となります。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>経営課題は、明確に抽出していますが職員への周知が不十分です。またその課題に対する改善に向けた取組についても組織として上手く機能していない状況が窺えます。その一つは、法人業務の職域分担の改善に関して、施設長、副施設長という体制をとりながら、それぞれの役割が明確でないため、本来期待された改善効果が少ない状態です。もう一つは、職員体制（人材確保・育成）について、現状分析等から体制を整備する必要がある職場への準備が遅れ、養育支援に支障が出る様な事は避けなければなりません。どちらの課題についても、しっかり経営課題として受け止め、職員への周知を図って、改善・解決の協議の場を持つ事が望まれます。</p>	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>中・長期計画にあたる「家庭的養護推進計画」の策定については、プロジェクトチームを立ち上げ職員が参画して策定されている事は評価出来ます。しかしながら、示された最終計画内容については、そこに至った十分な説明ができていない事から、プロジェクトチームでの協議内容が反映されていないという不満がプロジェクト参加職員から出ています。これから和泉乳児院が向かうべき大切な道標となるものです。今後もしっかり職員が考えるプロジェクトチームでの協議を充実させ、職員の総意として実現可能かどうかを見極めた計画となることを期待します。</p>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>国の方針である「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて策定されている「家庭的養護推進計画」の内容に対して、単年度事業としてどのような取組をするのかが求められます。確認できた事業計画では中・長期の内容に直結する取組ではありませんが、毎年の目標がしっかり計画されており、多岐にわたる内容が掲げられ今後につながる現在取組むべきものとなっています。その内容は運営方針として10項目、事業計画も7項目にわたり計画されていますが、それらに対して数値目標を示しての具体的な成果の設定については弱い部分が見受けられます。掲げた計画がどれだけ実施出来たかを評価することができるよう、数値目標とする工夫が必要だと思われます。</p>		

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>毎年の事業計画について報告書が作成されており、その中で院の現状と課題となる事がしっかりと報告されています。しかしながら、その計画遂行結果に対する評価と改善への取組が少なく、出来なかった課題に対しての改善計画が次年度に反映される様な動きが弱いようです。充実した内容の報告書がありながら、そして職員への周知方法として各階層毎の部会がありながら（総合部会、リーダー会、クラス会など）、少し残念な結果となっています。今後は職員への説明を十分実施した上で、年度を振り返り課題を共有して取組む事が望まれます。</p>		

②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
【判断した理由・特記事項等】		
<p>院との関りが薄い保護者等も多い状況で、どこまで事業計画が周知できるかという難しい現状はあります。面会などで院に訪問された時に子ども達の近況などの話はするものの、事業計画の内容まで話をする事に時間を割くことは出来ていません。近年では一時保護委託の子どもも増え、実質的な事として事業内容を伝える事の意味合いも薄れているような状況ですが、院が年間を通して取組むあらゆる事柄を伝える事は重要です。今後は単なる行事内容の案内に留まらない保護者への周知方法の工夫が望まれます。</p>		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>日々の養育については「処遇チェック表」を用いて自己振り返りを行い、その内容も新人職員用、中堅以上職員用と経験の違いによる処遇に対して、「気づき」を促す注意喚起をしており、良い取組が出来ています。また養育支援の質の向上の一環として定期的に第三者評価を受審し、その評価項目を院独自の「自主評価」として毎年職員をランダムにグループ分けをして意見を交わす取組が実施されています。しかしながら、その評価結果を見直し、協議検討する取組、すなわちPDCAが機能していない様です。質の向上に向けた取組は出来ていないので、あとは結果を生かす、検討の場を用意することが重要な取組となります。</p>		

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>第三者評価の評価結果や院独自の「自主評価」の結果に対して課題として挙げた内容を見直す必要があります。特に毎年実施している「自主評価」については活発で素直な意見が出ているにも関わらず、改善に反映されていないという残念な状態となっています。口頭で報告をし、書面にはまとめたものの、配布まで至らず共有化が出来ていません。毎年の結果を見ても検討がされていない事が明白で、改善されずに毎年同じ内容が残っています。今後は第三者評価結果の共有化に努め、職員参画のもとで改善の仕組みを明確にして取組む事が望まれます。</p>		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>施設長は自らの役割と責任について管理規程において「院の業務を掌握し、施設の運営管理の全責任を負うとともに、統括管理を行う。」と明示のもと、具体的な内容については職務分掌で示しています。また、施設長不在時や非常時の際の対応については、副施設長への権限委任を明確にしています。しかしながら、経営・管理に関する方針及び現状の課題や社会的養育ビジョンを踏まえた今後の運営についてなど、施設長は院をリードする立場として、自らの取組みを示すとともに、職員の理解と協力を求めることが十分ではありません。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>施設長は遵守すべき法令等の理解に努め、取引関係先や行政関係各先との適正な関係を保持しています。また、施設長自ら全乳協、近乳協の役員を務めるとともに、全社協での施設長義務化研修を受講する等、多くの機会を通して法令改正に伴う規定の変更や必要な指針の情報収集に努めています。職員への周知については、院の総合部会において詳細に伝えています。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>施設長は、子どもの養育・支援の質の向上や目標とする施設の小規模化、地域分散化等について、多くの研修や勉強会に参加し情報収集に努め、院が如何に取組んで行くかを中長期計画に展望しています。しかしながら、集められた情報等は職員への周知が不十分で、院全体で課題として取り組むことができていません。また、現場の運営は副施設長、主任、副主任に委ねている状況です。院の養育・支援の質の向上を導くうえで、日々どのような支援や取組が行われているかを知ることは重要です。今後は、積極的に現場に出向き子どもの様子や職員の働き方などから課題等を把握し、職員とともに検討する機会を持って、養育・支援の質の向上に取り組んで行く姿勢が求められます。</p>	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>職務分掌規程では、施設長は施設事業運営管理、人事、労務管理等を統括すると示され、施設の将来展望や経営資源の有効活用を法人の重要課題と意識しながら事業運営に当たっています。また、子どもの成長過程において欠かせないさまざまな取組の中、煩雑な行政諸手続きについて、管轄担当部署に出向き直接折衝に当るなど、職員の業務軽減と効率化に向け尽力しています。ただ、施設運営上の諸課題について職員から意見や提案を求めるなど、経営の改善に繋がる業務の実効性の向上に向け施設内に同様の意識づけを図る取組が弱く、洗い出した改善課題について、施設職員と一体となって取組む体制づくりが求められます。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

### 【判断した理由・特記事項等】

法人の事業計画において、必要な人材確保・定着等に関する方針及び計画が示されています。人材確保（採用活動）では、実習生の受入れを積極的に行い（昨年は大学、短大、専門学校等から述べ66人）、福祉人材育成研修では「0才～3才児の成長過程を学ぶ、乳児院独自のカリキュラムの用意など、実習プログラムを充実させ、入職の動機づけも図っています。また、児童福祉施設、堺・泉州ブロックの和泉会就職フェアへの出展やホームページ及び広報誌「うりぼう」でも採用情報を発信するなどして、人材確保に努めています。しかしながら、現場の人員不足感は根深く、また施設の小規模化や多機能化を展望した人員確保には至っていません。定着・育成には採用内定者に入職前の事前現場実務研修や、新任期間中は新任研修とともに、プリセプター方式のOJTを取り入れて定着・育成を図っています。

\*プリセプター方式：先輩職員〔Preceptor〕が新任職員〔Preceptee〕へ、1対1（マンツーマン）になって、サポートし、指導に当たること。

② 15 総合的な人事管理が行われている。	c
-----------------------	---

### 【判断した理由・特記事項等】

院では就業規則、賃金規定、福利厚生・教育訓練に関する規定及び施設長以下、階層別職員、専門職の職務役割りについても詳細に示されています。これらは、総合的な人事管理における必須事項となるものです。総合的な人事管理基準の策定に向け、現在の人事規定について職員の意見や改善提案を求め、改善策について検討することをはじめ、職員の貢献度を公正に評価する考課制度の導入や昇任、昇格等に繋がる基準等を明確にするなど、上記の通り示されている諸規定を見直すことが必要です。そのようにして、職場全体の活性化に繋がる、和泉乳児院に相応しい総合的な人事管理基準の策定が求められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
------------------------	--

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---

### 【判断した理由・特記事項等】

社労士と委託契約し、幹部職員による「法人運営会議」において、労務管理に関する指導を受けています。職員のストレスチェックや労働衛生についても「法人衛生委員会」を設け、産業医による助言を仰いでいます。また、就業状況の確認や意向の把握は、日常的にリーダー職が各職員とのコミュニケーションを通して行われ、副施設長、主任、副主任が連携して相談に応じるなど、働きやすい職場づくりについて、さまざまな取組みを行っています。ただ、院での職務は職員にとって心身への負担が大きく、ワークライフ・バランスの保持に苦慮している状況が窺えます。前述の副施設長等による取組の充実を図ることや、各ユニットで確認した職場に共通する課題の改善について、定期的に総合部会で検討し合うなど、職員に寄り添った労務管理体制づくりに向け、組織全体で取組まれるよう期待します。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
----------------------------	--

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
------------------------------	---

### 【判断した理由・特記事項等】

職員一人ひとりが設定した目標について、主任、副主任が連携して定期的に面談を実施しています。しかしながら、この項で問われているのは「職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針に沿った職員一人ひとりの目標設定が適切に行われ、その達成に向けた取組や進捗状況を確認し（中間面接）、期末面接で達成度を確認し合う重要な取組」です。当然ながら施設長がリーダーとなり副施設長、主任、副主任、リーダー職がそれぞれの立場から役割を分担して、職員一人ひとりの育成を図るものですので、その観点から取組の実効性についての再検討が求められます。また、目標の骨子となる「期待する職員像」について、施設長は「子どもをいつくしみ、大切に、他者を思いやる心を持つこと」と述べていますが、この尊い想いを目標設定に反映させて、理念・基本方針に基づいた、職員の資質向上の道標となるよう、明確な文書化と訓示を重ねられるよう期待します。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>事業計画の中で職員研修の方針と計画を示しています。内外研修ともに、直接支援部門職員はじめ専門職、施設長に至るまで各月の充実した実施予定を明示しています。その中、今期の注力テーマとして、①地域に根ざした里親支援の実現の可能性について学ぶ「里親ペアレント・プログラム」研修、②CRC研修（チャイルド・リソース・センター研修）では退所後の子どもに対して、虐待の再発防止のための親と子をつなぐ支援について学ぶ研修を挙げ、①、②とも年間4回以上の計画として実施しています。また、前年の研修内容を研修報告から振り返り、次年度の計画に反映する検討が行われています。一方、「期待する職員像」の明示については前17項で記した通り、早々に明示されるよう期待します。</p>	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>職員一人ひとりの教育・研修については、①初級（入職から5年）、②中級（6年～10年）、③上級（11年目以上）と、階層別に計画を示し、研修テーマもそれぞれに応じた内容で実施しています。また、初級の内、新任職員には新任研修とともに、プリセプター方式のOJTが日常的に行われています。一方で、その他の職員に対して、その経験や習熟度を配慮した個別的なOJTの取組は確認出来ませんでした。SVについては、クラスリーダーが大阪府社協のSV研修を受けて研鑽に努めていますが、現在の所、職員の専門性に鑑みた養育・支援の質の向上を企図したSVや、テーマを設定した定期的・計画的なSVを行うレベルには至っていません。今後は外部のSV指導者による実践研修を受けることや基幹的職員を置くなどして、早々に院のSV体制を整えられるよう期待します。</p>	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>実習生対応マニュアルにおいて、実習生を受け入れる意義、実習の手引き、オリエンテーション等を明記するとともに、10泊研修の実習プログラムを用意して、積極的に受け入れています。昨年度は保育士養成に向け、大学12校、短大11校、専門学校3校より計66人を受入れています。また、実習生派遣校と実習プログラムについての希望受けや整備について、指導担当のクラスリーダーが実習懇談会において確認に努めています。ただ、実習効果を一層高めるため及び指導担当職員のスキルアップを図るための実習生指導者研修の実施が求められます。</p>	
3 運営の透明性の確保	
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
第三者 評価結果	
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>法人のホームページにおいて、理念・基本方針及び施設概要、沿革等の詳細、および事業報告、決算関係情報を公開しています。また、苦情解決事業実施要綱を定め、苦情・相談の体制を整えて、その体制や苦情・相談の対応内容も公開して運営の透明性に努めています。さらに、年2回発行する広報誌「うりぼう」には、行事報告だけでなく施設の概要や乳児院の現状、職員や施設長の想い、今後の課題等を掲載して、地域の関係各先はじめ、支援団体、個人の支援者等へ幅広く配布しています。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>管理規程・職務分掌の項において、法人会計関係事務規定を示し、担当関係職員はこれを理解、順守して職務に努めています。また、会計処理及び適正な経営・運営の保持のため、外部の公認会計士による監査・指導を受けています。一方、事務、計理、取引等の適正について定期的な内部監査の体制づくりは当面の課題となっています。</p>	

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>和泉乳児院基本方針において「地域社会に根ざした施設運営を図り、社会に貢献する」と明示しています。子どもと地域との交流について日常的な繋がりでは、子どもと一緒に買い物に行ったり、散歩時において地域の方々との気さくなあいさつ交換を心掛けています。また、地元町会自治会・子ども会への参加や近隣公園でのさくらまつりでは、模擬店を開くなど、乳幼児にとっても職員と一緒に参加する楽しい機会となっています。さらに、地域で開催されるバザーや地蔵盆などの行事においても地域の方々との交流しています。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】	
<p>事業計画書「ボランティアの受け入れについて」の項で基本姿勢を示すとともに、ボランティア係に主担当及び副担当を定め、積極的に受け入れています。ボランティア募集では「パパボランティア」（男子）、「ハートボランティア」（女子）をホームページを活用して、学生（高校生）から65才までの社会人まで幅広く案内・募集しています。また、受け入れるボランティアへは受入れの手引き「ボランティア活動について」を用意して、乳児に接する際の留意点や活動内容を説明し、事前理解を図っています。ボランティアの内容は、①散歩や外気浴、室内遊び、②散歩、入浴後の水分補給、③食事介助（子どもと一緒に遊んだ経験を4～5回して来たボランティアの希望者のみ）、④衣類の着替え（おむつ以外）など、日々の生活場面での支援となっています。ボランティア活動は地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけられます。施設は社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として期待されています。そのひとつ、地域の学校教育等への協力に如何に取り組んでいくか、地域に根ざした施設としての基本姿勢を明確にされることを期待します。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>子ども及び院にとって連携が必要な、病院、児童相談所、泉大津市保健センター他、行政関係各先および府管乳児院等のリストが明確に示され、職員がいつでも見ることが出来るようファイルされ、情報が共有されています。また、施設長は泉大津市及び高石市の社会福祉協議会の評議員を担い、福祉計画策定委員会に参画して、地域福祉の諸課題への対応や検討に協力・連携しています。さらに、泉大津市児童虐待防止ネットワーク（市、要対協）では児童虐待の早期発見・対応や家庭支援について協議参加し、泉大津市子育て応援課とは子どもの養育・支援に関わる取組みに協力・連携しています。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>前述の泉大津市、高石市の社協の連絡会や泉大津市子育て応援課との連携をはじめ、大阪府福祉部青少年子ども家庭支援課育成グループ及び子ども青少年育成部家庭課子ども養護係（堺市）との連携でも幅広く福祉ニーズの把握に努めています。さらに、大阪府から受託して活動している里親支援機関「つむぎ」では里親発掘の情報発信とともに里親ニーズの把握にも努めています。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>院では平成10年より子育て支援の取組として、「子育て電話相談」のほか、地域の乳児を持つ親子に授乳室やトイレを常時開放する「居室開放事業」に取り組んで来ました。この取組みが現在の泉大津市地域子育て支援事業「おやこ広場、まぎー・ぐーす」に繋がっています。また4F・交流ホールを津波避難場所として地域住民の安全・安心に繋がる備えの場としています。</p>	



### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>本院は、年長児は年少児に優しく接し、年少児は年長児の行動を模倣して刺激を受ける等、家庭的な雰囲気の中で子どもの成長を促すことを目的とした異年齢児で構成される2ユニットと3つの小規模クラス体制で日々の養育・支援を行っています。総合部会やクラス会議の場で「私たちは子どもたちと生活を共にするこの仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努めます」から始まる職員倫理綱領を読み上げ、子どもを尊重した養育・支援についての理解や周知に努めています。新人研修においても基本方針や職員倫理綱領の説明を含めた研修が実施されています。日常的に機会を捉えて「保護者から大事な子どもを預かっている」という認識の共有が図られ、実践に結びつくよう努めています。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>「プライバシー保護マニュアル」や「虐待対応マニュアル」等を整え、集団生活の中で気づかずに過ごしてしまいがちなことや、乳幼児であってもおむつ交換を他児に見られないよう、他者の視線からの配慮が必要なこと等を機会あるごとに職員に周知しています。プライバシー保護に関しては、院からのお便り「ほほえみ」に載せる子どもの写真は、個人が特定できないように配慮しています。保護者等へは、入所時説明資料の中でプライバシー保護について説明しています。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>パンフレットやホームページで法人の全体写真が掲載され、理念・基本方針、一日の流れや年間行事などを写真や絵を使い、カラフルで読みやすく作成しています。「保護者の皆さまへ」として用意された資料には、担当者氏名や院での一日の流れ、事務所前に設置している「みらいまど」、院で生活するルール等が、わかりやすい資料で用意され、入所時や初回面会の折に家庭支援専門相談員が、保護者等の理解力に配慮しながらゆっくりと丁寧に説明しています。見学は、希望があれば随時受け付け、対応しています。</p>		
②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>家庭支援専門相談員が窓口となり担当者とともに、ワクチン接種や散髪についての同意を得たり、呼び名も保護者等の希望を聞き取るなど、保護者等の意向を尊重して日々の養育・支援を実施しています。意思決定が困難な保護者等への配慮については、児童相談所とも連携を取り情報共有を心がけています。今後は、個別対応が難しい保護者等に対して児童相談所との連携のルール化を図り、適正な運用が図られることを期待します。</p>		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>退所に当たっては児童相談所と連携を取りながら、子ども・保護者等双方の負担が軽減できるように、引継ぎ票とともに、入所から退所までの成長記録やアルバムを用意して、丁寧な引き継ぎを実施しています。他施設への移行時には、担当者が付き添い、事前に施設見学を行ったり、お試しに泊まりに行ったりする「ならし保育」を実施し、無理のない移行を支援しています。退所後のアフターケアとして、家庭訪問は児童相談所と連携して実施しています。「里帰り会」も年1回実施し、他施設へ移行した子どもたちの様子を知ることできるようにしています。</p>		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

子どもが特定の大人との愛着関係を築き他人に対する信頼感と自己肯定感が育つように、入所から退所まで一貫した担当養育制をとっています。「子どもたちの満足」については、気持ちを明確に言葉にできる子どもたちも少ないため、日々の関わりの中で表情やしぐさを通して把握し、子どもの代弁者にもなっています。保護者等とは、家庭支援専門相談員を中心に信頼関係作りに努めて、保護者等が想いを伝えやすい関係性となるよう配慮しています。

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決実施要綱の規程に基づいて、苦情解決の体制が整備されています。入所説明資料「保護者の皆さまへ」には、苦情対応について「意見や感じたことをお聞かせください」と記され、事務所前には意見箱「みらいのまど」を設置し、苦情解決体制のポスターも掲示され、保護者への周知を図っています。解決結果等は必ず保護者等にフィードバックするとともに、納得できるように努め、法人ホームページに苦情受付報告を公開しています。

② 35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決の仕組みや体制については、保護者等の目のつきやすい施設玄関ホールに掲示しています。入所時や初回面接時には、さまざまな支援者がいることも説明しています。また、玄関ホールに意見箱「みらいのまど」を用紙とともに設置し、保護者等が自由に記入できるように配慮されています。職員は、相談したいと思ってもらえる関係づくりを通じて、子どもにとっても保護者等にとっても居心地の良い施設となるように日々、努めています。

③ 36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断した理由・特記事項等】

保護者等からの意見や相談、苦情に対しては、苦情解決要綱に則って対応しています。相談を受けた内容についてはクラス会議等で共有し、保護者等の意向や思いに心を寄せて気持ちを受け止める姿勢を持つように努め、職員全体で対策について検討・見直しをしています。職員ヒアリングで、対応の手順は確立されていると認められましたが、受付時に記録簿に残すことや内容によっては児童相談所に連絡をする等、受付後の手順などのマニュアルの整備が整っていないようです。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断した理由・特記事項等】

ヒヤリハット報告書・事故報告書をクラス会議や総合部会で共有し再発防止につなげています。その情報は、リスクマネージャーの施設長が法人運営委員会で報告し、共有しています。「健康・安全管理マニュアル」も整備され、必要に応じて見直しもされています。事故発生時の対応も両ユニットが協力して、明確に定められた役割分担に沿って迅速に対応されていることが確認できました。感染症専門看護師のアドバイスのもと寝室上部の垂れ壁を撤去し、ユニット全体の換気機能を高め空気環境を整える等、随時環境改善に向けての取組も積極的に行われています。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>「感染症マニュアル」や「健康・安全管理マニュアル」を整え、職員に周知を図っています。コロナ禍の社会状況のもとプロジェクトチームが結成され、コロナ対策会議を開催して、「コロナ対応マニュアル」が整備されています。コロナ対策として動線を完全に分離して3階を中心に隔離体制が取れるように考えています。まだまだ不十分で不安を抱えている職員にも配慮して、プロジェクトチームの今後の取組に期待します。嘱託医からは、医療に関する研修会の実施や新しい医療情報も提供されています。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>災害対策委員会を設置し、災害時（火災・地震・津波）の対策マニュアルが整備され、同一建物内の児童養護施設と合同で火災・地震・津波等の災害種別、夜間の発災、不審者の侵入等、様々な想定で避難訓練を実施しています。避難訓練の様子を写真撮影し実施状況や課題などを話し合う会議も開催され、次回訓練計画に反映しています。津波一時避難場所に指定されている院は、食料や水、おむつ等乳幼児に必要な備品等を備蓄して、リストを作成し管理しています。</p>		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>院の主任保育士を中心に編集実行委員会において「養育マニュアル」が作成されています。院の理念・基本方針に始まり、養育の基本・遊びや言語等、具体的な支援の方針から被虐待児童などへの支援や保護者対応、面会時の観察ポイント等、子どもを主体性を持った存在としてかかわる職員の姿勢をもとに、標準的な実施方法が記載され、新任研修でも活用されています。毎月開催されているクラス会議等で「養育マニュアル」に基づいた支援の実施状況について確認しています。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>「養育マニュアル」に記載された実施方法については、毎月開催されるクラス会議で「自立支援計画」課題の抽出や必要なかわり方を通じて検討され、次月の自立支援計画に反映されています。就学前までの子どもたちに一貫した養育・支援を行うために小規模クラス「きりん組」を立ち上げたときに「養育マニュアル」の見直しが必要になり、心理士や栄養士等専門職員の視点も交えて検討・見直しを行っています。必要に応じてマニュアルは見直されているのですが、マニュアルの見直し基準が定められておらず、また、定期的な見直しもできていません。今後は、定期的な見直しの基準が定められることを期待します。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>入所時は、家庭支援専門相談員を中心にアセスメントシートに則って子どもたちのアセスメントを実施し、更に入所時記録や入所時所見等の収集した情報を加味して、担当職員、クラスリーダーで協議し、ケア会議で心理士の意見も踏まえて自立支援計画が作成されています。入所時に家庭支援専門相談員が不在の場合も、整備されたマニュアルに沿って誰でも対応できるようにしています。支援困難ケースへの対応は、クラス会議やリーダー会議、総合部会等で心理士も参加して検討する場を設け、適切な養育・支援につなげています。</p>		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
毎月開催されるクラス会議・ケア会議において、具体的な養育・支援の内容を振り返り、当月の目標達成の確認や次月の目標を定め、適切な養育支援につながるよう定期的に評価・見直しを実施しています。児童相談所とは、入所後・家庭訪問調査後・半年ごとと定期的に子どもたちの情報を共有しています。緊急時に変更する場合は、担当や家庭支援専門相談員が中心になり、関係機関との連携をとりながら見直しをしています。		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
子どもの記録については、身体や生活状況の記録、入所時の同意書、個別のケース記録などすべての記録をケースファイルに適切に保管し誰が見ても分かるようにしています。デイリープログラムは、子どもたちの一日の活動内容に沿った職員の役割分担表で、日誌を書く時間も確保され養育・支援の実施記録が適切に行えていることが確認できます。昨年よりパソコンを導入し、パスワードで情報管理されたなかで、日々の記録を入力し、職員間で共有されています。		

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
個人情報管理規定を定め、「情報開示請求があった場合の手続きならびに対応方法」等で、より具体的な規定を細則として定め、総合部会で全職員に周知しています。個別のケース記録等は、施設長を責任者とし、鍵付きの引き出しで管理しています。今後の、更なる取り組みとして、パソコン等で文書管理を行うことやインターネットの使用についての規定等、これまでの規定では対応しきれない事項の整備を期待します。		

## 内容評価基準（23項目）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
「被措置児童等虐待防止マニュアル」を整備して、各種会議で取り上げるとともに人権研修等を実施して職員の理解が図られています。職員は「処遇チェック表」を用いて振り返り、常に不適切なかかわりを自制するとともに、養育支援マニュアルの規定遵守を徹底しています。声をあげることができない乳幼児についても、外出・外泊後の身体チェック等により保護者等による不適切なかかわりの早期発見に取り組んでいます。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】		
言葉による意思の表出や理解が未熟な子どもたちがどのように支援の想いを受け取っているかを計ることが難しいなかで、職員は「処遇チェック表」によって、常に自己をふりかえって不適切なかかわりを自制しています。組織としては不適切なかかわりの届出・報告制度を規定して、各会議でも取り上げて検討しています。施設長は、独自のネットワークから得た全国の実例情報を会議で例示して、不適切なかかわりについての職員の理解を深めています。しかしながら、職員間では十分な姿勢の共有ができていないとの声もあります。今後は、上記の取組に加えて、日常的にこのテーマについての職員間のコミュニケーションを活性化することを期待します。		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。</p>	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>施設長は、子どもに対する愛着と福祉の心をもって支援に徹することを職員に期待し、養育担当制を定めています。職員配置人数の課題や、クラス構成を異年齢としていることなどにより、職員がすべての子ども一人ひとりに個別のかかわりを持つことが難しい面はありますが、本評価基準が求めている趣旨については20代若手の直接支援職員にも肯定感が強く、初任者研修の成果がうかがえます。</p>	
<p>② A4 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。</p>	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>施設に、一般の家庭環境を求めることには物理的な限界もありますが、その中でも衣類や食器等にも個別性を尊重して、子ども一人ひとりのものを収納できる設備を用意する配慮があります。居室の内装は材質感や色合いにおいて、落ち着いて過ごせる工夫が施されています。少人数のクラスは異年齢の子どもで構成され、また併設する児童養護施設との合同保育の実施やリズムの取組があって、子どもたちはその成長とともに様々な他者とのかかわりを体得することができます。食事作りにユニット調理制を取り入れ、ご飯の炊ける匂いや食事を準備する音など五感に働きかけています。さらに、院庭には多様な草花が植えられ、池や井戸、三輪車で走り回れる舗装路、ボルダリングの設営もあり、子どもにとって自由で豊かな生活環境が保障されています。</p>	
<p>③ A5 子どもの発達を支援する環境を整えている。</p>	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>入所から退所まで、一貫した養育担当制を基本としており、職員は丁寧に子どもに接するとともに、アセスメントシートを活用して子どもの情報を集めて、その成育歴や特性を理解し、子どもの想いを汲取ろうとしています。子どもが長じるとともに、言語能力や身体機能が発育することに応じて、適切な言葉で迅速に対応するとともに、様々な遊具や院庭での自発的な活動を促しています。ユニットを異年齢の子どもで構成する（縦割り）ことにより、年少児の言語能力の発育を促しています。今後は、居室空間に家庭的な什器を多く取り込んで、子ども一人ひとりの居場所を充実するとともに、コロナ禍の収集状況にもよりますが、院外活動のさらなる取組を期待します。</p>	
【判断した理由・特記事項等】	
(2) 食生活	
<p>① A6 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。</p>	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>乳幼児への授乳は時間や回数を固定するのではなく、自律授乳を基本として子どもの自発意思を尊重しています。自発的な意思の発信が難しい乳幼児には、その子の様子等から見立てを行っています。また、栄養管理上、適正な授乳の実施に向けて、回数の調整や乳首の取り換えなど細かな配慮を尽くしています。授乳に際して、職員は乳幼児を抱っこして、目を合わせ、やさしく言葉をかけながら、ゆったりとした気持ちで飲めるよう配慮しています。朝食と昼食の間隔が短いことが院内でも課題となっていますが、職員はその間の子どもの運動量を増やしたり、おやつでの時間調整で対応しています。この課題改善については職員の勤務時間の調整を含み、他の養育・支援の質の課題と合わせた総合的な検討を期待します。</p>	
<p>② A7 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。</p>	a
【判断した理由・特記事項等】	
<p>子どもの入所に至るまでの経過や、その発育・発達状況、アレルギーの有無、その他の特性や体調変化に応じ、一人ひとりに合わせた調理の取組が行われています。アレルギー食に対しては、医師と相談して細心の注意を払いながら、卵チャレンジなどを慎重に進めています。また、離乳食について、主食（かゆ）の様々な味付け、副菜についても調味のバラエティを増やすなど、メニューのレパートリーを増やして子どもの食欲を促しながら、せかすことなく、ゆったりとした気持ちで食べることを保障しつつ見守り、自律的な喫食習慣を育てています。</p>	

③	A8 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>ユニット調理を頻繁に実施し、メニューによっては子どもの目の前で下ごしらえや調理をするなど、食育には力を注いでいます。栄養士や調理員は残食表によって、子どもの好きなメニューを把握するとともに、現場職員の声を聴いて、リクエストメニューも取り入れるなど、子どもが食事を楽しめるよう工夫をしています。行事食やお弁当づくりの取組もあります。子どもたちは各自の食器使用や、手づかみなど、個々のやり方で食事を楽しんでいます。職員は、子どもたちと食事をともにしながら声かけに努めています。</p> <p>食前の手洗い、食前後の挨拶、食後の歯磨きなどの食習慣についての取組も行われています。また、食事の場は清潔に保たれ、テーブルや食器等のしつらえも適切で、子どもが楽しく食事ができる環境が整っています。</p> <p>しかしながら、評価項目A6で指摘したように給食にかかる人員配置上の事情もあって、朝食を昼食の間隔が短いことが改善課題となっています。職員は食間の活動量や、おやつタイムの調整などの工夫で対応していますが、今後は職員の勤務体制の見直しを含めて、食事のリズムを適正化することを期待します。</p>		

④	A9 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>栄養士は子どもの嗜好やアレルギーに配慮しつつ、十分なカロリーと栄養バランスのよい献立を準備しています。そのうえで、院の家庭菜園で栽培した野菜をはじめ、様々な季節の食材を取り入れています。調理員がユニットに入って調理すること（ユニット調理）を頻繁に行い、可能な範囲で子どもとともに下ごしらえを一緒にしたり、子どもの前で調理するなど、子どもの発達に応じて様々な食育に取組んでいます。ここでも栄養士が献立を決めて栄養管理を徹底しています。</p>		

(3) 日常生活等の支援

①	A10 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>子どもの衣類は吸湿性や通気性に配慮して綿100%製品に心がけて購入しつつ、子どもごとの個別化を図っています。高月齢児は職員と一緒に購入する機会もあります。衣類の収納も個別化されています。気候や場面に応じて職員は相談しながら室温等の環境要請をしながら適切な着衣の選択がなされています。</p> <p>ただ、職員の自己評価には子ども一人ひとりの特性に合わせた着衣の選択や、冷暖房・換気の設定に柔軟な対応が難しいといった声も多数うかがえます。今後は、職員間のコミュニケーションや協調性の向上を期待します。</p>		

②	A11 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>居室はダウンライトで調光したり、オルゴール音楽を流すなどによりリラックスできるように配慮し、入眠時に職員が子どもに付き添って安心して眠れるようにしています。就寝時間の長い乳幼児にとって、皮膚疾患や呼吸器系の疾病などの健康障害を招くことのないよう、快適な環境の保持は重要です。院では、低月齢児のベッドにベビーセンサーを設置して呼吸管理するとともに、夜間も室温や湿度をチェックしながらエアコンを調節し、湿度の加減には加湿器のほか楽しいキャラクターの加湿タオルを利用するなどの工夫をしています。それでも、夏場の湿度が少し高い、冬は乾燥するという指摘があります。また、全般に換気設備容量が不足気味で、ユニット内の間仕切り上部を開放するなどの工夫で補っていますが、それでも換気が滞りがちなコーナーも残されています。感染症の対策も含め、施設の冷暖房・換気設備の再点検・改善に取り組むことを期待します。</p>		

③	A12 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>院では入浴・沐浴設備やタオル等の備品、おもちゃを適切に設え、毎日入浴・沐浴を行って乳幼児の清潔を保っています。担当職員が乳幼児の年齢や発達・発育の状況に応じて、言葉かけなどの配慮をして、おもちゃで遊ばせるなどしつつ安心して楽しく入浴・沐浴ができるよう努めています。個別浴に取り組む子どもについては、職員も一緒に入浴してスキンシップを図ります。その他の子どもについては基本的に職員は着衣のままですが、見守りと会話に努め、子どもにとって養育者との信頼関係を育む特別な時間を創っています。</p>		

④	A13 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
---	------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

院では「〇〇ちゃんの日」「〇〇くんの日」という書式を用意して、こどもの授乳、睡眠、検温の他、排便の様子を1時間キザミで記録し、個別にトイレトレーニングを実施しています。おむつ着用児についても、プライバシーに配慮して、言葉かけをしながら心地よく接しています。トイレトレーニングを行うトイレには、キャラクター付きのオマルや、子どもの成長に合わせた使いやすい便器が設えられ、明るく清潔な環境であり、子どもが自発的に便座に座る意欲を持てるよう配慮しています。乳児院に在籍している月齢のうちにトイレトレーニングを完了することは難しいのが現実ですが、以上のような環境設定や職員の取組は評価することができます。

⑤	A14 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
---	----------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

院では、併設する児童養護施設との合同保育（アイアイルーム）におけるモンテッソーリ教育やリトミックによる五感を育てる遊びを実施しています。モンテッソーリ教育では、多様な教育玩具を用意し、子どもの発達モデルに則って準備された環境の中で、選択と行動の自由を与えられた子どもたちがすべての分野で集中力と自主性を発達させることを促し、それを援助することが実践されています。玩具は適宜入れ替えられて、子どもは新しい遊びに興ずることができます。

各ユニットの居室にも玩具や絵本が備えられています。また、院庭にも遊具の工夫や菜園、井戸、三輪車で回遊できるレンガタイルの舗装路、子ども用ボルダリングなど様々な魅力的な仕掛けがあります。かつては、リスク回避のために制限していた戸外活動も、職員の努力で積極的に導入しています。

以上のような環境や取組の中で、子どもたちに発達段階に応じた遊びを楽しませながら、「自発的な規律、継続的に楽しんで行う作業、他者を援助する社会的感情、そして他者への思いやり」といった、モンテッソーリの教育理念を推進していることは高く評価することができます。

(4) 健康

①	A15 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
---	--	---

【判断した理由・特記事項等】

職員は、子ども一人ひとりについて日々健康状態を確認し、「健康シート」に記述しています。嘱託医との連携のもと、アレルギー対応やSIDS対応のマニュアルを整備し、異常にも迅速に対応できる体制があります。6名の看護師は、各クラスに保育士とともに子どもの生活支援にも従事し、夜勤も勤めています。職員と連携して情報を共有して相談に応じ、またワクチン接種などの医療的取組をスムーズに進めています。医療機関との連携も図っています。低月齢児のベッドにはベビーセンサーが設置されており、呼吸管理が実施されています。

注) SIDS：乳幼児突然死症候群 何の予兆や気泡歴もないまま乳幼児が眠っている間に死に至る原因のわからない病気

②	A16 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
---	---	---

【判断した理由・特記事項等】

近年増加傾向にある病・虚弱児等の入所については、健康管理シート（健康観察記録）や与薬表（服薬管理表）を整えて、常に状況を把握しています。看護師や心理士との連携のもと、子どもの病的課題に応じて必要な支援プログラム等を作成してケアを行っています。急な異常に対しては「急変を発見した場合について」というマニュアルを整備して迅速に取り組んでいます。また、専門医等による定期的な診断を受けるとともに、異常所見がみられた場合の医療連携や入・通院のフォローもしっかり行われています。

(5) 心理的ケア

①	A17 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
---	------------------------------	---

【判断した理由・特記事項等】

心理士が乳幼児へのプレイセラピーを実施するとともに、その自立支援計画の策定にも参加しています。心理士は心理的ケアが必要な乳幼児のしんどい思いや攻撃性、甘えの背景を職員に伝えるとともに、その対応に関する研修を実施しています。定期的に外部の専門家によるスーパーバイスを受ける機会も設けています。

一方、保護者等への対応については里親に対する対応の研修に心理士が関わる機会がありますが、入所児童の保護者等については心理士も会う機会が少なく、また家庭支援相談員の活動も、児童相談所との連携の在り方を含め、明確な展望が確認できません。児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、保護者等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームづくりが求められます。

(6) 親子関係の再構築支援等		
①	A18 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【判断した理由・特記事項等】		
<p>親子関係再構築のために、家族への支援と信頼関係の構築が大切です。院では、家庭支援相談員チームを担当部署（相談窓口）として乳幼児の日常生活状況を伝えつつ、家族の相談にも応じて、その言葉を傾聴して信頼関係を構築するように努めています。また、一時帰宅時の振り返りシートを用いて、保護者等の育児スキルの変化や不適切なかわりの予兆にも注意しています。面会に来られる保護者等については、子どもの成長の様子を伝えたり、育児トレーニングも実施しています。</p> <p>しかしながら、そうした取組は院との関係性が一定確保されている保護者等に限定されています。広く保護者等との信頼関係を構築して、個別面談において専門的なカウンセリング機能を発揮していくには現在の組織構成では難しく、児童相談所との連携や積極的な協働を司る体制（ファミリーソーシャルワーク機能）の充実が求められます。</p>		
②	A19 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>親子関係の再構築には、前項の「信頼関係の構築」を基礎として、さらに一步踏み込んだ実効性ある取組が求められます。院では前述のとおり、相談窓口を設け、面会や外出、一時帰宅の取組を積極的に行いつつ、振り返りシートによって児童と保護者等の関係性を見守っています。面会時には育児トレーニングも実施しています。しかしながら、職員には「なかなか個々の家族とゆっくり話す機会を持ってない」、「職務が手一杯で余裕がない」という声があります。</p> <p>家族の中には院に対してライバル心や敵対心をもつ方もいます。そのような現況を踏まえて、今後は、院がめざす養育・支援の理念の理解を深めるための取組の強化と、児童相談所をはじめとする関係機関、とりわけ精神・心理の相談ができる機関との連携によるソーシャルワーク機能の確立が求められます。</p>		
(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
①	A20 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>和泉乳児院は、児童養護施設和泉幼児院を併設しており、養育・支援の一貫性を保てる特徴がありますが、院を退所する児童が和泉幼児院に移行するケースは約半数にとどまり、他の半数は他施設または里親等への措置変更となっています。</p> <p>退所前の取組としては、「慣らし保育」を実施して新しい生活の場に徐々に慣らすとともに、地域のカンファレンスに参加して、里親等への支援と十分な引継ぎに努めています。</p> <p>一方、退所後の取組については児童相談所のケースワーカーが主担当となり、院が取り組むのは必要に応じた手紙や電話による連絡と、毎年開催している里帰り会等の行事への招待にとどまり、継続的な支援を実施する組織としてのルールや体制はありません。院出身児童で他の児童養護施設へ措置変更となった場合に、元養育担当職員が定期的に面会訪問を実施するなど、退所した児童の実家となる機能の強化を図ることが中長期計画に謳われています。</p> <p>子どもにとっては、二度目の分離体験となる退所に際して、できる限り養育・支援の一貫性を確保しつつ、新しい生活へのスムーズな移行とその後の安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援は乳児院としての重要な機能です。近年、増加傾向にある一時保護委託のケースでは難しい現実がありますが、児童相談所をはじめとする関係機関との協働関係を構築しながら実践していくことを期待します。</p>		
(8) 継続的な里親支援の体制整備		
①	A21 継続的な里親支援の体制を整備している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
<p>中長期計画において、里親支援機能の充実を明確にしています。府からの委託事業として里親支援機関“つむぎ”を設置し、院から里親支援機能を分離独立して強化を図っています。しかしながら、その結果として院には里親支援員が不在となり、また、院と“つむぎ”との連携が不完全で、里親開拓の取組が円滑に機能していません。“つむぎ”の事業目的や配置職員に求められる専門性の明確化、院全体としての意識の共有化が急がれます。小規模事業所の特性として、“つむぎ”には職員に欠員ができた場合の人員補充を迅速に図る、もしくは本体施設からの応援体制の仕組みの構築が欠かせません。</p>		



(9) 一時保護委託への対応

① A22 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

院では可能なかぎり一時保護を受けています。その際のマニュアルも整備されて、児童相談所との連携による情報共有や、感染症やアレルギー等の観察が行われています。  
中長期計画においては、入所児童への影響を避けつつ一時保護機能の一層の充実を図るために、一時保護専用棟の設置が計画されています。

② A23 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

a

【判断した理由・特記事項等】

院では緊急一時保護の24時間受入れの体制と手順を整え、夜間でも居室に余裕がある限り積極的に受け入れていきます。定員40名中約10名が一時保護委託の児童という現状です。こども家庭センターからのケース、警察からのケースそれぞれに受入れの手順が定められており、入所に際しては観察室で一定期間の観察を行って、嘱託医による診断も実施し、健康状態の把握と管理に努めるなどの取組を行っています。  
一時保護は、今後ますます増加の傾向がありますが、親の同意のないまま長期にわたって入所に至らず経過するケースが多く、予防接種等医療行為の実施手続きや、保護者等との面会のためにこども家庭センターへ付き添っていかねばならないなどの負担が重くなって、院運営上の大きな課題となっています。